

## 千葉市敬老会補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、老人福祉法（昭和38年法律133号。以下「法」という。）第5条第3項に規定する行事の実施を奨励するため、民生委員児童委員協議会等の実施団体が開催する敬老会に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該実施団体に対し補助金を交付する。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施団体 民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会地区部会、社会福祉施設、町内自治会、マンション等の管理組合、老人クラブ、NPO法人、並びにこれらの団体が共同開催する団体等で市長が認める団体とする。
- (2) 敬老会 実施団体が行う、法第5条第2項に規定する「老人の日」及び同日から9月21日までの「老人週間」を中心に市内で実施する次の行事とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
  - ア 飲食等を伴う高齢者と多世代の者の交流並びに高齢者相互間の懇談
  - イ その他、市長が必要と認めるもの
- (3) 対象者 敬老会を実施する年の4月1日時点から引き続き9月1日まで本市に住所を有し、かつ、当該年の12月末日時点で満75歳以上になる者とする。この場合において、年齢の起算は、年齢計算に関する法律（明治35年法律第50号）に基づくものとする。

### (補助対象事業)

第3条 補助対象事業（規則第2条第2号の補助事業等のうち、この要綱に基づく補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）は、対象者が参加する敬老会の開催とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は補助対象事業に係る経費とし、補助金は、実施団体が補助事業に要する総事業費と、敬老会に参加した対象者の数に4,000円を乗じて算出した額（以下「補助対象事業費上限額」という。）とを比較して少ない方の額（以下「補助対象事業費」という。）に、4分の3を乗じて得た額（この額に千円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた額）を限度に、予算の範囲内において

交付する。

2 次の各号を満たす補助対象事業を行う実施団体に対しては、前項に規定する補助金の額に30,000円を加算した額の補助金を、予算の範囲内において交付する。ただし、補助対象事業費から前項に規定する補助金の額を減じた額が、30,000円に満たない場合は、その額を加算した額の補助金を、予算の範囲内において交付する。

(1) 平成24年4月1日以降に、補助対象事業を実施していないこと。

(2) 敬老会に参加した対象者の数が30人以上であること。

(交付の申請)

第5条 申請者は、規則第3条第1項の規定により、補助金の交付を申請しようとするときは、千葉市敬老会補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。  
(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請にかかる書類等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、規則第5条の規定により、次の各号に掲げる条件を附するものとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 規則及びこの要綱を遵守すること。

(決定の通知)

第8条 規則第6条の規定による通知は、千葉市敬老会補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(変更等の承認申請)

第9条 申請者は、補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（軽微な変更を除く。）をするときは、千葉市敬老会補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、補助事業を中止しようとするときは、千葉市敬老会補助金中止承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類等を審査し、決定した内容を千葉市敬老会補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類等を審査し、決定した内容を、補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件を変更することを決定した場合は千葉市敬老会補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことを決定した場合は千葉市敬老会補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 申請者は、規則第12条第1項の規定により報告しようとするときは、千葉市敬老会補助金実績報告書（様式第6号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る経費の支払いを証する書類またはその写し
- (2) 敬老会に参加した対象者の数がわかるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第13条の規定による通知は、千葉市敬老会補助金確定通知書（様式第7号）によるものとする。

(交付の請求)

第13条 申請者は、規則第16条第1項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、千葉市敬老会補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、規則第16条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市敬老会補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(決定等の取消通知)

第14条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市敬老会補助金交付決定取消通知書（様式第10号）によるものとする。

(返還命令)

第15条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市敬老会補助金返還通知書（様式第11号）によるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、千葉市敬老会補助金の交付に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 千葉市敬老会等事業実施要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。